

## 京都教区山城第2組門徒会規約

(名称)

第一条 本会は京都教区山城第2組門徒会(以下「門徒会」といふ)と称する。

(事務所)

第二条 門徒会は、事務所を山城第2組組長事務所におく。

(目的)

第三条 門徒会は、組における教化の振興をはかるため、組が行う施策について協議し、組の運営に寄与するとともに、門徒相互の連携を深め、同信の実を挙げることを目的とする。

(組織)

第四条 門徒会は、百人以内の組門徒会員(以下「会員」といふ)で組織する。

(任期)

第五条 会員の任期は三年とする。補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会員)

第六条 会員は、組内の寺院又は教会に所属する成年門徒の中から、住職、教会主管者、又はその代務者が、選出する。

2 住職、教会主管者、又はその代務者は、会員の氏名、生年月日、住所、役職を記載して、組長に報告しなければならない。

3 組長は、会員名簿を作成して、教務所長に報告しなければならない。

4 会員には、教務所長が、組門徒会員証を交付する。  
(会員のつとめ)

第七条 すべて会員は、当該寺院、又は教会に所属する門徒の代表として、率先して、真宗本廟に奉仕し、帰敬式をつけ、宗門の興隆発展につとめなければならない。

2 会員は、別に定めるところにより、会費を納入する。

(役員)

第八条 門徒会に、次の役員を置き会員の互選によって定める。

会長 一人

副会長 二人

会計 一人

常任委員 若干名

監事 二人

2 会長は、門徒会を代表し、会務を統理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会計は、門徒会の会計に関する事務をつかさどる。

5 常任委員は、会長と共に常任委員会を組織し、門徒会から委任された事項、門徒会の運営に関する事項を処理する。

6 監事は、門徒会の会計を監査する。

(総会)

第九条 門徒会は、年一回総会を開き、会長が組長にはかり、日時、場所、議案を定めて招集する。

2 会長が必要と認めた時は、組長にはかり、臨時総会を開くことができる。

3 第十条に関する付議事項の提案は、組長が行うものとする。  
(付議事項)

第十条 門徒会は、組における次の各号に掲げる事項を協議 決定する。

- 一 聞法、研修、及びその他教化事業の計画、実施に関する事項。
- 二 教区、組における宗門諸機関との連絡、協調に関する事項。
- 三 懇志奨励に関する事項。
- 四 門徒に関する事項。
- 五 組の予算、及び決算。
- 六 その他、必要な事項。

(教区門徒会員の選定)

第十一条 門徒会は、会員の互選によつて、教区門徒会員を選出する。

(議事)

第十二条 門徒会の議事は、会員の半数以上の出席によつて開き、出席会員の過半数で決する。可否同数のときは、議長が決するところによる。但し、委任状をもつて出席とみなすことができる。

(会議録)

第十三条 門徒会は、会議録を作成し、組長を経て、教務所長に報告しなければならない。

## 附則

1 この規約は、教務所長の承認を得た日(昭和五十七年二月十日)から施行する。

2 この規約を変更しようとするときは、門徒会において、出席会員の三分の二以上の同意を得、教務所長の承認を得なければならない。

## 慶弔内規

本会は下記の通り慶弔を行う。

一 門徒会会員に対する慶弔

死亡(本人)

金五千円又は供花をなし会長・副会長が弔問する。

連絡

会長・副会長等で協議の上、門徒会会員に連絡が必要と認められた時は門徒会会員全員にする。

二 その他必要と認められた時は、役員会において協議の上決定する。上記慶弔についての「お返し」は一切しない事とする。

三 この内規変更は、総会の決議によつて行う。